

○信濃町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除  
に関する条例施行規則

平成25年3月11日信濃町規則第1号

改正

平成27年3月1日規則第2号

平成28年3月24日規則第15号

平成28年12月26日規則第40号

令和3年9月22日規則第8号

信濃町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除  
に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、信濃町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例（平成25年信濃町条例第10号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(課税免除の申請)

第2条 条例第3条に規定する課税免除の申請は、固定資産税課税免除申請書（様式第1号）によるものとする。

2 町長は、必要があると認めるときは、当該申請者に対し、前項に定めるもののほか関係書類の提出を求めることができる。

(課税免除の決定)

第3条 町長は、条例第3条の規定による申請があったときは、条例第4条に基づき、固定資産税課税免除決定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

(課税免除の取り消し)

第4条 町長は、前項の規定により課税免除の措置を受けた者が、条例第6条に該当することとなったときは、当該課税免除の全部又は一部を取り消すとともに、固定資産税課税免除取消通知書（様式第3号）によりその旨を当該取消しとした者に通知するものとする。

(承継の届出)

第5条 条例第5条の規定により、事業を承継した者は、引き続き当該事業に係る固定資産税の課税免除を受けようとするときは、承継の事実を証明する書類とともに事業承継届（様式第4号）を当該承継のあった日から10日以内に町長に提出しなければならない。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月1日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月24日規則第15号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年12月26日規則第40号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年9月22日規則第8号）

この規則は、公布の日から施行する。